

仙台市の男女共同参画推進のための
計画のあり方について
— 答 申 —

平成 23 年 3 月

仙台市男女共同参画推進審議会

目 次

はじめに ～答申にあたって～	1
第1章 これまでの取り組みと評価 (男女共同参画せんだいプラン 2004, [2009-2010])	3
第2章 男女共同参画をめぐる動向	15
1 国の動向	
2 仙台市の動向	
第3章 新計画の基本的な考え方	19
1 計画の目的及び基本理念	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の基本目標と優先的・重点的に取り組むべき分野	
5 計画の推進	
6 計画の評価	
第4章 基本目標及び施策の方向	21
基本目標1 政策・意思決定過程への女性の参画	
基本目標2 男女共同参画への理解の促進	
基本目標3 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現	
基本目標4 男女のあらゆる分野への参画	
基本目標5 女性に対する暴力の根絶	
基本目標6 地域づくりや防災における男女共同参画	
第5章 今後5年間における優先的・重点的な取り組みについて	29
第6章 計画の推進	33
用語解説(本文中に*印のある用語)	35
参考資料	40

はじめに ～答申にあたって～

仙台市では、平成3年(1991年)の「仙台市女性行動計画」以来、総合的・計画的に男女共同参画推進の取り組みを進めてきました。平成15年(2003年)には、国の「男女共同参画社会基本法」(*1)を受けて「仙台市男女共同参画推進条例」(*2)を制定し、平成16年(2004年)には5年間を計画期間とする「男女共同参画せんだいプラン 2004」を策定しました。その後、仙台市基本計画の策定や国の「男女共同参画基本計画」の見直しの動向にも留意しながら、平成21年度には「男女共同参画せんだいプラン〔2009-2010〕」を策定し、施策を推進してきました。

平成22年(2010年)5月10日、第1回審議会において仙台市長より「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について」諮問を受け、その後、約10カ月間にわたり精力的な審議を重ねた結果、この答申書をまとめました。この間、国は「第3次男女共同参画基本計画」を、仙台市は「新基本構想・基本計画」を策定してきました。

本答申は、これらの動向にも配慮しながら策定されたものですが、従来の計画と比較すると、次のような特徴をもっています。

第1に、従来の計画では、全体の計画が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)(*3)が求める、「DVの防止及び被害者保護のための施策の実施に関する基本計画」(DV防止基本計画)でもあるという位置づけでしたが、本答申では新しい「基本目標5」の中に、DV防止法の求めるDV防止基本計画が包含されるものとし、仙台市が策定するDV防止基本計画の位置づけをより明確化しました。

第2に、中長期的にめざす姿を「基本目標」として示すとともに、計画期間である5年間で優先的・重点的に取り組むべき分野についての章を設け、計画推進の実効性を高めることとしました。特に重点的な課題については、具体的な数値目標を定めて、その達成のために施策の評価を行うことによつて進行管理をしていくこととしました。

第3に、「地域における男女共同参画の推進」を重視しました。仙台市の「新基本計画」でも市民力と地域特性を踏まえたまちづくりの推進を強調しています。男女共同参画の推進では、行政の先導的な制度的な取り組み

とともに、地域レベルでの意思決定の場に女性が参画すること、男女共同参画の視点を基礎にしながらさまざまな団体や企業が連携の輪を広げ、創意を生かした地域づくりを進めることが求められます。

本審議会は、計画の策定の過程への市民の参加を重視し、2回の関係団体等からのヒアリング、そして公開ヒアリングと公聴会の機会をもってきました。平成22年(2010年)12月には中間報告を公表し、市民の方々からの意見集約にも努めました。この中で、施策におけるジェンダーバイアスの存在や、深刻な被害や問題の状況についても現場の方々から改めて学ぶことができました。こうした、貴重な情報や積極的な提案を答申に盛り込むことができました。

平成23年(2011年)3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、これまでに例のないマグニチュード9.0という巨大地震とその後に襲った想像を絶する大津波により、各地に甚大な被害をもたらしました。今後、災害の復旧・復興に向けて、長く、困難な道のりが想定されますが、我々は共に支えあい、助け合いながら、新たな仙台を築き上げるための一歩を踏み出す必要があります。今こそ、震災の経験と教訓をすべての人々が共有し、男女共同参画の視点に立った、防災・災害復興対策の取り組みが求められます。

男女共同参画の視点から地域社会のあり方を見直すことは、新しい〈きずな〉をつくりあげ、これからの震災復興や安心して生きやすい暮らしの場を実現することに結びつきます。本答申の内容を踏まえ、男女共同参画社会の実現をめざす行動計画が策定されて、仙台市がすべての市民にとって暮らしやすい男女平等のまちになることを期待するとともに、新たな行動計画が、震災復興の視点を踏まえたものとなるよう要望して、ここに答申いたします。

平成23年3月30日

仙台市男女共同参画推進審議会
会長 高橋 満

第1章 これまでの取り組みと評価

(男女共同参画せんだいプラン 2004, [2009-2010])

仙台市では、平成16年(2004年)に仙台市男女共同参画推進条例に基づく第1次計画として「男女共同参画せんだいプラン 2004」を策定しました。この計画は、6つの重点課題を定め、総合的・計画的に男女共同参画を一層推進していくものとなっていました。平成21年(2009年)には第2次計画として「男女共同参画せんだいプラン[2009-2010]」を策定し、前計画の課題を引き継ぎながら、男女共同参画施策の推進に取り組んできました。

審議会では、第1次計画から現在に至るまでの取り組みを振り返るとともに、関係団体等を対象にしたヒアリングを実施し、重点課題ごとの主な取り組みと評価を以下のとおりとりまとめました。

重点課題Ⅰ 「政策形成及び意思決定の場における男女共同参画の推進」

(これまでの取り組み)

- 仙台市の審議会等の女性委員の登用については、具体的な数値目標を設定して登用率の向上と、女性委員のいない審議会の解消に努めました。平成21年度末の時点で、125審議会中、女性委員登用率が35%を超えたのは58審議会と半数以下にとどまり、全体では29.8%という結果になりました。また、女性委員のいない審議会の数は、平成21年度末において9となっています。
- 女性委員登用率の向上を図るため、女性人材リスト(*4)の整備を図り、各部局が共用できるようにしています。登載者数は平成21年度末で630人で、平成22年度末650人という目標は達成が見込まれます。
- 仙台市においては、女性の管理職への登用とともに、各職場内における性別にとらわれない業務分担が進んでいますが、平成21年度末の市職員の管理職に占める女性の割合は9.6%でした。
- 係長職昇任試験の合格者は、将来の管理職への登用につながることから、仙台市においても受験を奨励していますが、女性職員の受験率は、平成21年度において18.1%と、男性職員の54.7%に比較して低い状況にあります。
- 町内会などの地域団体やNPO(*5)等における女性の参画に関しては、交流や研修などのさまざまな事業を通じて、女性リーダーの育成支援に努めましたが、女性の町内会長の割合は少しずつ増加しているものの依然として1割以下で推移しています。

(課題・問題点)

- 審議会等の女性委員の登用については、かねてから、女性委員の推薦を依頼している団体においても、女性が少なく女性が推薦されにくい、そもそも女性の人材が少ない分野がある、委員が充て職(*6)の場合、該当する女性候補者が少ない、などの指摘がありますが、さらに踏み込んでその要因を探り、対策を立てていく必要があります。
- 市民意見を取り入れるための公募制導入がなかなか進まない、女性人材リストが十分に活用されていない、と指摘されることもあり、実態を把握し、改善に向けた課題を明確にする必要があります。
- 女性委員の登用を増やすためには、社会のさまざまな分野で女性が能力を発揮できるように、働き方の見直しや両立支援、進路や職業選択に関する支援など、息の長い取り組みが求められています。
- 市の女性職員の管理職への登用については、ロールモデル(*7)の不足による不安や長時間労働を前提としがちな勤務環境などから、指導的立場に立つことを敬遠する傾向がみられる場合もあり、こうした不安を解消し、働きやすい環境を整えることも必要です。
- 女性職員の昇任への意欲を高めるための働きかけを引き続き行うとともに、受験しやすい職場の雰囲気づくりに努める必要があります。また、男女共同参画の推進について職員への意識浸透を図るため、職員研修などの場で周知していくことも必要です。
- 町内会などの地域団体やNPO等さまざまな活動の場における女性の参画を進めるためには、課題解決に向けた企画立案や提言ができる女性の人材を養成するため、情報の提供や交流、学習機会の充実などの取り組みを一層進める必要があります。

■男女共同参画せんだいプラン〔2009-2010〕における数値目標

【数値目標1】審議会等における女性委員の割合を増やします

22年度末目標値:35%

【数値目標2】女性委員のいない審議会等をなくします

22年度末目標値:0

【数値目標3】女性人材リスト登載者数を増やします

22年度末目標値:650人

	H16.3月	H17.3月	H18.3月	H19.3月	H20.3月	H21.3月
女性委員登用率	29.2%	31.0%	29.7%	29.5%	28.8%	29.8%
ゼロ委員会(*8)数	15	12	9	9	9	9
リスト登載者数	409人	501人	584人	564人	585人	630人

資料:仙台市市民局男女共同参画課

重点課題Ⅱ 「男女共同参画に関する教育・学習の推進」

(これまでの取り組み)

- 人権教育の推進については、人権教育に係る副教材、教師用手引きを作成し、活用の工夫を行ってきました。また、教職員に対しては、具体的事例を基にした校内研究により、人権教育への理解が進められています。
- 男女共同参画推進センター(*9)のほか、市民センター、社会学級、家庭学級などにおいて、男女共同参画に関する学習機会が数多く提供されており、男性の参加を促進する取り組みも進んでいます。
- 男女ともに若年期からの勤労観・職業観の醸成が求められていますが、仙台市では、地域や企業と連携し、職場体験等を通じた「自分づくり教育」を推進することにより、小・中・高等学校において、子どもの発達段階に応じた勤労観・職業観を育てる教育活動を系統立てて実施しています。
- 女性の健康セミナーや健康教室を開催し、女性の心身の健康に関する学習機会を提供するとともに、乳がんの早期発見を呼びかけるピンクリボンフェスティバルなどのイベントにより、女性特有の疾患に関する予防・早期発見についての普及啓発を行っています。また女子大学生等を対象に、若者同士のからだや性に関する正しい知識の情報提供や仲間の相談役になれる人材の育成を目的とした連続講座を開催してきました。
- メディアでは、男女のステレオタイプ化したイメージの発信が依然として止まらず、性の商品化やインターネット・携帯電話を通じた有害情報も広がる中、メディアからの情報を、そのまま受け止めるのではなく、主体的に選択し、理解する能力の向上を図る取り組みは進んでいません。

(課題・問題点)

- 人権教育については、道徳や学級活動の時間のほか、国際理解、情報、環境、健康・福祉など、教科を超えた横断的・総合的な学習の時間が、小学校段階から導入されてきていることから、それらの時間の活用など学校における教育活動全体の中で工夫しながら充実を図っていくことが求められます。
- 学習機会の提供については、男女共同参画推進センターと地域が連携した形での学習機会の提供が少なく、男性の参加が少ないことが課題です。男女共同参画推進センターから積極的な情報提供を行いながら、魅力的なテーマ設定により男性の参加促進にも取り組む必要があります。
- メディアからの情報が市民意識に与える影響は大きいことから、メディアからの情報を読み解き、活用する能力の向上を図る取り組みのあり方などを検討していくことが求められています。

- 思春期から 20 代までの若者に対する性に関する正確な知識の普及や情報の伝達について、地域・学校と連携して効果的な啓発に取り組む必要があります。
- 女性には、子宮頸がんなどの女性特有の疾患や妊娠、出産などに伴う健康課題があり、男性と異なる健康上の問題に直面します。特に、子宮頸がんは 20～30 代の女性において増加傾向が見られます。これらの女性特有の疾患や妊娠期の健康の保持などについて、ライフステージに応じた予防や早期発見・治療に向けて、学習・啓発の機会の充実を図る必要があります。

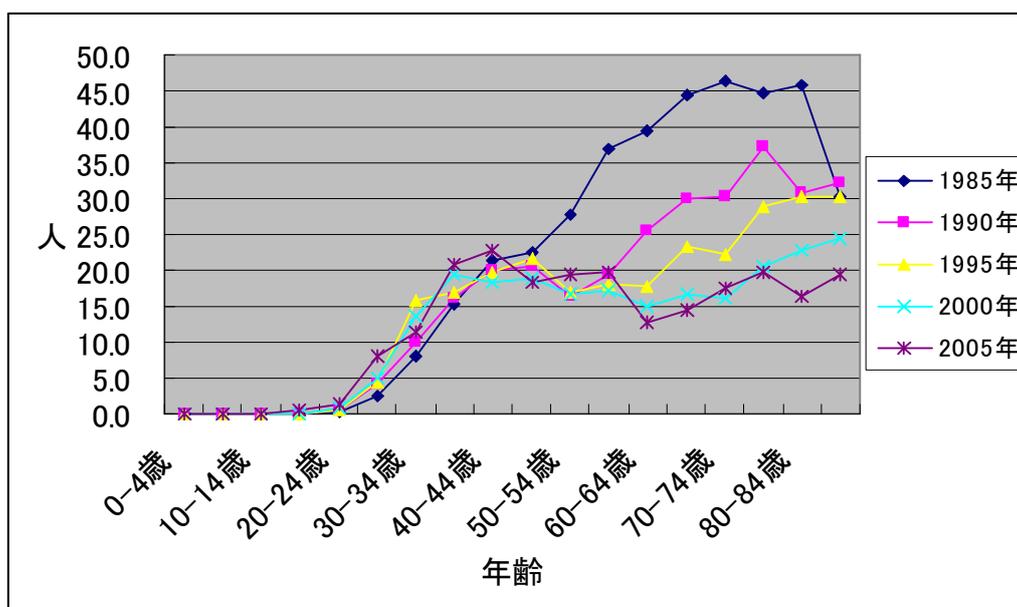
がくがく
■ 楽学プロジェクト（職場体験）

	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
講座数	—	—	21 講座	32 講座	38 講座	35 講座
参加者数	1,842 人	926 人	644 人	766 人	796 人	1,248 人

※「楽学プロジェクト」とは、「自分づくり教育」の一環として、市内小中学生を対象に、夏休みにさまざまな職業のプロから話を聞き、将来の職業について考える機会を提供しているものです。なお、H16は中学生・高校生、H17は小学生・中学生・高校生の職場体験活動の参加者数となっています。

資料：仙台市教育局生涯学習課

■ 全国における子宮頸がんの年齢階級別罹患率（人口 10 万対）



資料：独立行政法人国立がん研究センター「がん情報サービス」

重点課題Ⅲ 「子育て・介護・地域活動等と仕事との両立の支援」

(これまでの取り組み)

- 待機児童の解消に向けて、保育所の新設・増設による定員増、市の独自基準を満たす「せんだい保育室」(*10)の新規認定や「幼稚園保育室」(*11)の設置促進、家庭保育福祉員(*12)の増などにより受入枠を拡大してきましたが、平成22年(2010年)4月の待機児童数は594人であり、待機児童の解消には至っていません。
- 保育所における延長保育や休日保育、幼稚園での預かり保育事業、病気または病気の回復期にあり集団保育が困難な児童を一時的に預かる病児・病後児デイサービス事業の実施など、多様な保育サービスの拡充を進めています。
- 地域子育て支援施設に加え、拠点施設として子育てふれあいプラザ(*13)を3館整備することにより、乳幼児を抱える親の孤立化の予防や父親の育児参加を促す機会を広げてきました。
- 子育てふれあいプラザ等における父親の育児参加の働きかけ、市民センターや男女共同参画推進センターにおける育児、介護等と仕事との両立に関する講座の開催、啓発冊子の作成・配布など、男性の家事、育児、介護等への参加に向けた啓発を進めています。また、男性が参加しやすい時間帯に実施する講座等を増やしています。
- ひとり親家庭の自立を支援していくために、母子家庭等就業・自立支援センター(*14)を開設し、相談をはじめ一貫した就業支援サービスを提供する体制を整備しました。
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)(*15)の推進については、セミナーの開催や中小企業などへの両立支援アドバイザーの派遣等により、具体的な事例紹介や相談・助言を行いました。また企業担当者への啓発のため、約500社に情報誌を送付しています。
- 介護保険サービスや高齢者の介護予防に取り組み、高齢者と同居する家族の介護負担の軽減と高齢者の地域における生活を支援しました。

(課題・問題点)

- 保育所入所待機児童の解消については、厳しい経済情勢に加え、女性の就業に対する意識の変化などが要因となって保育需要が急速に増加しており、保育基盤の整備の着実な推進が求められます。
- 児童館児童クラブ(*16)に希望しても登録できない児童がいるなど、乳幼児期から小学校低学年まで安心して子どもを預けられる環境整備を急ぐ必

要があります。

- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担意識については、仙台市が行った意識調査においても、男性では年齢が上がるほど賛成の割合が高くなっています。こうした考え方は、時代とともに変わりつつあるもののいまだ根強く残っており、男性の家事や介護参加を抑制する傾向につながっています。引き続き、さまざまな機会をとらえて効果的な啓発を進めていくことが求められます。
- ひとり親家庭等に対しては、それぞれの置かれている生活環境に応じたきめ細かな支援が必要です。各区役所に設置されている家庭相談員をはじめとした相談支援体制の充実、就職情報の提供、就業相談などを行う母子家庭等就業・自立支援センターの機能の向上が求められます。
- ひとり親家庭については、これまでは母子家庭を対象とする支援施策が主になっていましたが、今後は父子家庭支援策の検討が必要です。
- 厳しい経済情勢や雇用環境の下で、企業において仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の意義や効果に関する認識が十分浸透しませんでした。引き続き、企業等に対する啓発等の取り組みが強く求められています。
- 高齢者の増加に対応して、医療、保健、福祉等の連携による多様な介護サービスの提供と、支え合いによる介護予防の充実を図り、高齢者の地域における生活を支援し、家族の負担の軽減を図ることが求められています。

■男女共同参画せんだいプラン〔2009-2010〕における数値目標

【数値目標4】男性の1日平均家事時間を増やします(※家事・育児・介護等に要する時間を含む)

22年度末目標値:1時間

(参考)男性の1日平均家事時間 平成13年:約30分

平成18年:約39分

資料:総務省「社会生活基本調査」

■保育所待機児童数・定員等

	H16.4月	H17.4月	H18.4月	H19.4月	H20.4月	H21.4月	H22.4月
保育所待機児童数	462人	246人	312人	390人	740人	620人	594人
保育所定員	9,199人	10,444人	10,554人	10,584人	10,764人	10,764人	11,230人
せんだい保育室定員	1,267人	1,570人	1,841人	2,021人	2,106人	2,282人	2,468人

資料:仙台市子供未来局保育課・保育指導課

重点課題Ⅳ 「労働の分野における男女共同参画の推進」

(これまでの取り組み)

- 就職・再就職の支援については、求職者のさまざまなニーズに対応した各種講座を開催しています。また、母子家庭等就業・自立支援センターにおいては、ひとり親家庭等の就業支援として、パソコン講座や就労相談などを実施し、一貫した就業支援サービスが提供されています。
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進については、セミナーの開催や中小企業などへの両立支援アドバイザーの派遣等により、具体的な事例紹介や相談・助言を行いました。また企業担当者への啓発のため、約500社に情報誌を送付しています。(再掲)
- 企業における男女共同参画の取り組みが進むような優遇措置等の検討が進んでいない状況です。

(課題・問題点)

- 厳しい雇用環境を反映して、男女ともに非正規従業員の割合が増えていますが、依然として、男性に比べると女性は非正規従業員の割合が高い状況にあります。また、賃金についても男性と女性とでは大きな差があります。女性の経済的自立を促進するため、安定して働ける雇用環境や待遇の改善が求められています。
- 仙台市が行った意識調査の結果をみると、結婚・出産・育児を機に、約6割の女性が退職しているのが現状です。女性の結婚・出産・育児期に労働力率が低下するいわゆる「M字カーブ」の解消に向けて、育児休業の取得促進や円滑な職場復帰に向けた取り組みなど、希望する女性が就業を継続できるような環境の整備が求められています。
- 就職・再就職の支援については、急激な雇用の悪化を受け、新たな雇用機会の創出が急務となっていますが、継続的な雇用に結び付くような取り組みが十分ではありませんでした。
- 企業において仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の意義や効果に関する認識が十分浸透しませんでした。事業者への制度の普及や啓発だけでなく、就業者に対してもその普及・啓発に努めていくとともに、行政が率先して推進することが求められています。
- 企業において、就業継続だけでなく、経営に参加する女性を増やす必要があり、女性の能力開発を促進する取り組みを進める必要があります。

■男女共同参画せんだいプラン〔2009-2010〕における数値目標

【数値目標5】育児期にある女性の労働力率を高めます

※労働力率/15歳以上人口に占める労働力人口(就業者及び完全失業者の合計)の割合

22年度末目標値:35歳~39歳の女性の労働力率の全国値との差 3ポイント以内

(参考)35歳~39歳の女性の労働力率の全国値との差

平成12年:5.6ポイント(仙台市:54.4/全国:60.0)

平成17年:5.2ポイント(仙台市:57.1/全国:62.3)

資料:総務省「国勢調査」

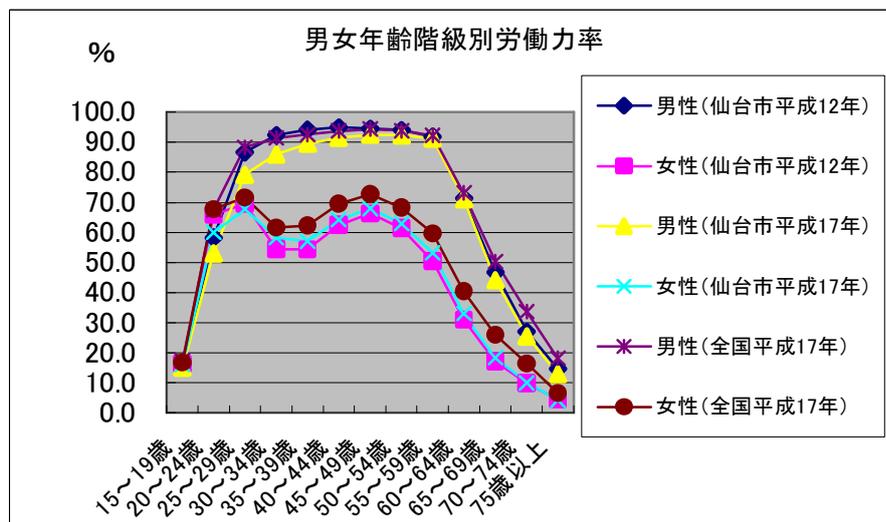
■宮城県における一般労働者の男女別所定内給与額

(単位:千円)

	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
男性	318.8	310.7	328.7	326.8	312.0	298.0	295.5
女性	208.9	197.5	209.5	202.8	209.5	207.9	201.4

資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

■女性の労働力率



資料:総務省「国勢調査」

重点課題Ⅴ 「女性に対する暴力の根絶と被害者支援」

(これまでの取り組み)

- ドメスティック・バイオレンス(DV)(*17)の防止に向けて、区役所における相談窓口の充実を図るとともに、一時保護までの安全を確保する緊急宿泊事業を整備し、緊急時の対応を強化しましたが、被害の把握から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制にはなっていません。
- NPO団体と連携したDV防止キャンペーンなどの啓発の推進により、相談窓口の認知度が上がり、相談件数が増加するとともにその内容が緊急・複雑化しています。また、若年層におけるデートDV(*18)の被害も顕在化しています。
- DV加害者の更生に向けた取り組みについては、諸外国でもまだ研究途上であり、支援方法などが確立されていないことから、本市においても加害者対策のあり方の検討には至っていません。
- セクシュアル・ハラスメント(*19)の防止に向けて、企業向けの研修や講師派遣を実施してきましたが、企業からの依頼は横ばいの状態です。

(課題・問題点)

- DVをはじめとする女性に対する暴力について、若い世代への正しい知識と予防に対する情報提供が課題となっています。
- DV被害者の自立支援には、心身の健康の回復、生活の支援など関係機関相互の連携・協力が欠かせませんが、現状においてはまだ不十分です。DV被害者への切れ目のない支援に向けて、相談から自立までの関係機関のネットワークの構築、その中心を担う配偶者暴力相談支援センター(*20)の設置が求められています。
- 実際に相談を必要とする人に相談窓口の情報が十分に伝わっておらず、周知方法のさらなる工夫が必要です。また、多種多様な問題に対応するため、相談にあたっては高い専門性を要することから、相談員のさらなるスキルアップと複雑なケースに対応するための相談機関の連携が求められます。
- DVと児童虐待とは密接な関係にあり、その視点からのアプローチが重要です。
- 福祉関係者や学校、医療関係者などの間で、DVに対する認識や知識に差があることから、関係機関等に対する情報提供や被害者支援策の周知等をさらに行っていく必要があります。
- セクシュアル・ハラスメントの被害は、依然として発生しています。企業への啓発をさらに進めるために、企業のニーズの把握と研修内容について検討し、

- 関係機関と連携しながら、より効果的な防止啓発を進める必要があります。
- DVに限らず、児童虐待や性暴力も含めて、暴力は人権侵害であり、人間として許されない行為です。社会全体がそうした共通認識を持つことが大切であり、そのためには小さい頃からお互いの人権を尊重することを基調とした教育が必要不可欠です。

■宮城県（宮城県配偶者暴力相談支援センター）におけるDVに関する相談件数

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
相談件数	451件	353件	372件	306件	351件	627件

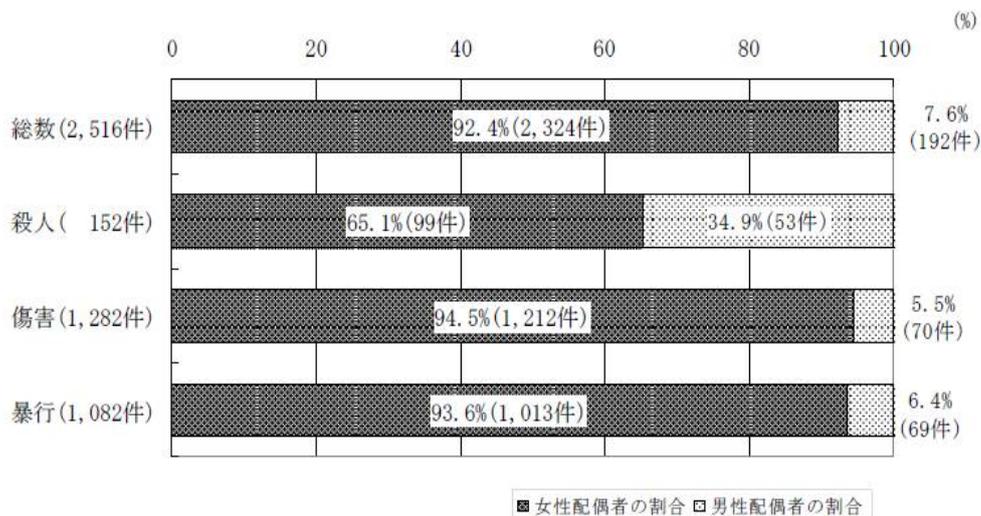
資料：宮城県保健福祉部女性相談センター

■宮城県警察本部におけるDV相談受理件数（宮城県警察本部）

	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年
受理件数	345件	372件	430件	568件	757件	843件

資料：宮城県警察本部

■配偶者間（内縁を含む）における犯罪の被害者（全国における検挙件数の割合）



資料出所：警察庁調べ

(備考)

平成 21 年の犯罪統計に基づき、犯行の動機・目的にかかわらず、配偶者間で行われた殺人、傷害、暴行を計上しています。全てが配偶者からの暴力を直接の原因とするものではなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、多様なものが含まれています。

重点課題Ⅵ 「市民活動・企業との連携」

(これまでの取り組み)

- 男女共同参画推進センターでは、活動の場の提供、関連情報の収集と提供、活動相談、助成などを通じ、市民活動団体同士の連携や活動の促進を支援しています。また、事業の企画段階から(財)せんだい男女共同参画財団(*21)が関わる企画協働事業を平成21年度から実施し、市民活動団体の育成に努めてきています。
- 企業との連携については、(財)せんだい男女共同参画財団において、企業を対象にしたセミナーや調査、経済団体との意見交換会などを実施し、広報協力やパネリストとしての協力など企業とのつながりを形成しつつあります。
- 外国人への支援については、子育てに関する講座の実施や活動の場の提供のほか、国際センターにおける日常生活や国際交流に関する相談事業の実施、メールマガジンの配信等による生活情報等の提供など、外国人に対し、多言語化による情報提供を実施しています。また、外国人が地域の方々や子どもたちに母国文化を紹介するなど、直接外国人と接する機会をつくっています。

(課題・問題点)

- 男女共同参画に取り組む団体が固定化し、若い人の参加が増えない状況が見られます。新しい課題に取り組むためにも、活動やメンバーの広がりをめざして、幅広い層に働きかけていく必要があります。
- 地域や地域に住む人々の課題解決のための施策や活動の中で、男女共同参画の重要性が十分意識されていません。男女共同参画に関する講座の開催などを通じて、意識の浸透を図っていく必要があります。
- 企業との連携については、経済団体からの事業の後援や広報協力は進んだものの、個別の企業との連携までには至りませんでした。ワーク・ライフ・バランスセミナーなどの企業向け事業の実施や、経済団体との情報交換の場を活用して企業との連携を強めていくほか、企業の社会的責任としての意味合いからも、男女共同参画推進事業への参加を呼びかける必要があります。
- 外国人への支援については、支援を必要とする人に情報が十分に届いていないことが課題です。引き続き、メールマガジンの充実や多言語窓口対応等に努め、外国人にとって必要な情報提供や相談に適切に対応していくことが求められます。

■ (財) せんだい男女共同参画財団と市民活動団体による協働事業

	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
男女共同参画 推進事業助成	応募 13 団体 交付5団体	応募8団体 交付2団体	応募 13 団体 交付4団体	応募 11 団体 交付7団体	応募 11 団体 交付8団体	応募9団体 交付3団体
企画協働事業	—	—	—	—	—	応募4団体 実施2団体

資料: 仙台市市民局男女共同参画課

■ 男女共同参画推進せんだいフォーラムの実施

	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
日数	9日	10日	10日	10日	10日	11日
参加延人数	2,181 名	2,400 名	2,865 名	2,228 名	2,473 名	2,606 名
グループ企画	26 団体	29 団体	31 団体	32 団体	30 団体	55 団体

※平成 20 年度まではエル・パークフォーラムとして実施

資料: 仙台市市民局男女共同参画課

第2章 男女共同参画をめぐる動向

1 国の動向

国においては、国際連合が開催した「国際婦人年世界会議」を契機として、昭和50年(1975年)に、政府に「婦人問題企画推進本部」を設置し、「国籍法」の改正や「男女雇用機会均等法」(*22)の公布など、男女平等に関する法律・制度面の整備を進め、昭和60年(1985年)に、「女子に対するあらゆる形態での差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」を批准しました。

その後、平成6年(1994年)には「男女共同参画推進本部」や「男女共同参画審議会」を設置し、総合的な推進体制を整えました。また、「男女共同参画社会基本法」(1999年公布)をはじめ、「育児休業法」(1995年改正)や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」(2001年公布)、「次世代育成支援対策推進法」(2003年公布)(*23)など、さまざまな法制度の整備拡充を行ってきました。

平成11年(1999年)に公布した「男女共同参画社会基本法」においては、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとしています。国では、基本法に基づく第1次の計画として平成12年(2000年)「男女共同参画基本計画」を策定しました。この計画においては、あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映させることを重視し、「施策・方針決定過程への女性の参画の拡大」「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」など全部で11の重点目標を掲げています。

また、平成17年(2005年)の「第2次男女共同参画基本計画」においては、特に重点的に取り組むべき事項及び新たに盛り込む事項として、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」「女性のチャレンジ支援」「男女雇用機会均等の推進」「仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し」「科学技術、防災、地域おこし、環境等新たな分野への取り組み」「男女の性差に応じた的確な医療の推進」「男性にとっての男女共同参画社会」「男女平等を推進する教育・

学習の充実」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」などをあげ、諸施策を推進してきました。

しかしながら、平成21年(2009年)8月に公表された、国際連合の女子差別撤廃委員会(*24)の最終見解において、我が国の法整備等による取り組みを評価する一方で、家庭や社会に根強く残る固定的性別役割分担意識の解消、女性に対する暴力の問題への取り組み、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進等の履行を確実なものにするよう勧告がなされるなど、多くの課題が指摘されています。

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期的低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大など、近年の社会情勢の変化やグローバル化の進展などに伴う課題を解決するためには、男女共同参画社会の実現が不可欠であるとして、国は、平成22年(2010年)12月に、実効性のあるアクション・プランとして「第3次男女共同参画基本計画」を策定しました。

第3次計画の策定に当たっては、できる限り具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定すること、固定的性別役割分担を前提とした社会制度や社会構造の変革をめざすとともに、「仕事と生活の調和」「子ども・子育て支援」「子ども・若者育成支援施策」「人権施策」など、政府が一体となって府省横断的に取り組んでいる関連施策と密接な連携を図っていくことなどを基本的な考え方としています。

また、改めて強調する視点として、①女性の活躍による経済社会の活性化、②男性、子どもにとっての男女共同参画、③さまざまな困難な状況に置かれている人々への対応、④女性に対するあらゆる暴力の根絶、⑤地域における身近な男女共同参画の推進を掲げています。そして、経済社会情勢の変化等に対応して、「男性、子どもにとっての男女共同参画」「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」「地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画の推進」など5つの重点分野を新設し、総合的かつ計画的に施策を推進することとしました。

2 仙台市の動向

仙台市では、昭和 59 年(1984 年)に、それまで社会教育や保健・福祉・労働など、分野ごとに取り組んでいた女性に関する施策を総合的に推進するために、婦人青少年課を設置しました。

昭和 63 年(1988 年)には、仙台市婦人文化センター(エル・パーク仙台)を開設し、女性相談や情報提供に加えて市民活動を支援するフリースペースを設置するなど、全国に先駆けて、女性たちの主体的な行動を支援する施設運営に取り組みました。

また、平成3年(1991 年)には「仙台市女性行動計画」を策定し、「人権の尊重と平和の選択」「女性の自立・主体性の確立への支援」「男女の共同参画による新しい仙台の創造」をめざし、労働、教育、社会参加、福祉、家族、健康、国際交流・平和などの分野で総合的かつ計画的な施策の推進を図ることとしました。また併せて、市民の立場から協議する「仙台市女性問題協議会」や「女性企画課」を設置するなど推進体制を整えるとともに、女性問題の解決のための諸制度の改革や施策の充実を図るよう要望書を提出するなど、国に対して積極的な働きかけも行っています。

平成7年(1995 年)の北京における国連の第4回世界女性会議「平等・開発・平和のための行動」開催に際しては、仙台の市民代表も「NGO フォーラム」に参加し、世界の女性たちと男女共同参画社会の実現に向けた課題を共有しました。

さらに、平成 10 年(1998 年)には、「北京行動綱領」で示された新たな課題や社会情勢の変化に対応するため、「男女共同参画プラン—男女平等のまちをめざして」を策定し、めざす方向として「基本的人権としての女性の権利の尊重と男女平等への意識改革」「女性のエンパワーメントの促進」「男女の共同参画による生活重視の地域社会の実現」を掲げ、平成 13 年(2001 年)には、(財)せんだい男女共同参画財団を設立し、市民や企業との連携による事業の充実を図りました。

そして、平成 15 年(2003 年)には、現在の男女共同参画行政の基本となる「仙台市男女共同参画推進条例」を公布しました。条例においては、「男女の人権の尊重」「制度または慣行が男女の自由な選択に及ぼす影響に対する配慮」

「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動との両立の支援」を基本理念として、市民・事業者との協働により、男女平等のまちをめざすことを謳っています。

加えて、平成 15 年(2003 年)には2館目の拠点施設としてエル・ソーラ仙台を開設し相談・情報提供機能を強化するとともに、エル・パーク仙台の市民活動スペースを拡充しNPO団体の運営としました。

その後、平成 16 年(2004 年)に条例に基づく第1次計画として「男女共同参画せんだいプラン 2004」を策定し、平成 21 年(2009 年)には第2次計画として「男女共同参画せんだいプラン〔2009-2010〕」を策定し、前計画の課題を引き継ぎながら、男女共同参画施策の推進に取り組んでいます。

その一方で、厳しい財政状況と社会環境に対応した効率的な行政運営を図るため、平成 18 年(2006 年)に「仙台市行財政集中改革計画」を策定し、「既存施設のあり方の見直し」に着手しました。エル・パーク仙台・エル・ソーラ仙台も見直しの対象となり、男女共同参画施策の後退を危惧する市民から多くの要望書が提出されました。

施設の見直しに関する市民説明会やパブリックコメントを実施し、議会をはじめさまざまな場で議論を重ねた結果、平成 22 年(2010 年)12 月に「仙台市男女共同参画推進センター条例」を改正し、2館体制を基本に必要な機能を維持しつつ、エル・ソーラ仙台の面積縮小により管理運営費用の縮減を図ることとしました。

このように、仙台市では男女共同参画の推進にあたって、子育て支援やDV防止対策など多様な分野で活動する市民活動団体などと連携しながら課題を掘り下げ、解決に向けて取り組んできました。次期計画の策定に向けて審議会が実施したヒアリングなどにおいても、さまざまな視点から、男女共に取り組むべき課題について市民意見が寄せられたところです。

国の第3次計画において示されているように、大きな社会の変革期において男女共同参画を取り巻く課題も様相を変えており、仙台市においても、市民・地域団体・NPO・企業など地域を構成するさまざまな主体と連携しながら、社会状況の変化に即応した的確かつ効果的な施策を推進することが求められています。

第3章 新計画の基本的な考え方

1 計画の目的及び基本理念

新しい計画は、「仙台市男女共同参画推進条例」に基づき、「男女平等のまち・仙台」の実現に向けて取り組むべき課題を明らかにし、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。また、条例における基本理念に沿って、男女共同参画に関する施策を推進するものとします。

〈仙台市男女共同参画推進条例における基本理念〉

- ①男女の人権の尊重
- ②制度または慣行が男女の自由な選択に及ぼす影響に対する配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動との両立の支援

※仙台市男女共同参画推進条例第3条から要約

2 計画の位置づけ

「仙台市男女共同参画推進条例」に基づく「男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画」とします。

仙台市基本計画を上位計画とし、仙台市の分野別の諸計画と整合性が図られた計画とします。

また、「女性に対する暴力の根絶と被害者支援」の項目を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に定める市町村基本計画を包含するものとします。その部分については、「仙台市DV防止基本計画」として示せるよう、改めて別冊を作成する必要があると考えます。

3 計画の期間

社会情勢の変化、国の動向を踏まえた内容とするため、新しい計画の計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とすることが望ましいと考えます。

4 計画の基本目標と優先的・重点的に取り組むべき分野

これまでの「男女共同参画せんだいプラン(2004, [2009-2010])」においては、計画期間内に取り組むべき主な課題を6つの重点課題とし、それぞれの課題ごとに施策の概要を明らかにしてきました。これらの重点課題については、「課題」というだけでなく、「分野」や「領域」という意味合いもあり、男女共同参画を進めるうえで中長期的に継続して取り組んでいくべき基本的な「柱」や「めざすべきもの」となっています。このことから、新しい計画では、国の第3次男女共同参画基本計画や市の基本構想・基本計画との整合性を図りながら、施策を総合的かつ計画的に推進するために中長期的に取り組むべき柱として「基本目標」を定め、これまでの取り組みを発展させながら、男女共同参画社会の実現に向けて、一層の取り組みを進めることを求めます。

また、本計画期間の中で特に優先的・重点的に進めていくべき分野を明確にしました。

5 計画の推進

今後の計画の推進にあたっては、国の第3次基本計画に示された視点や新たに課題とされた分野等も念頭に、重点的な取り組みを進める必要があります。そのためには、変化する社会環境に対応したより実効性のある計画をめざし、できるだけ具体的な数値目標や指標を設定して取り組むことが必要です。特に優先的・重点的に取り組むべき分野に関しては、重点課題と達成目標を明確にし、着実に施策を推進することを求めます。

また、着実な推進には、官民をあげた総合的な取り組みが必要なことから、市の推進体制である「仙台市男女共同参画推進本部」をより有効に機能させ、部局間の連携を図るとともに、拠点施設である男女共同参画推進センターや、(財)せんだい男女共同参画財団、市民や企業と連携して、事業を展開していく必要があります。

6 計画の評価

評価にあたっては、行政による内部評価に加え、外部評価の手法も導入し、事業の成果等について、できるだけ客観的に判断していく必要があります。このため、数値目標・指標の状況や市民ニーズ等に関する調査の結果を踏まえながら、施策の推進状況を評価・点検し、その結果を公表することが重要です。毎年度の評価の結果を次年度の施策に反映させながら、着実な推進を図ることを求めます。

第4章 基本目標及び施策の方向

基本目標は、6つの柱による構成を提案します。さらに基本目標の下に施策の方向を示し、具体的な取り組みの内容を明らかにします。

基本目標1 政策・意思決定過程への女性の参画

いきいきとした豊かな社会を築いていくためには、男女が共に、政策形成及び意思決定の場に参画することが不可欠です。多様な人材の能力活用や多様な視点の導入といった観点からも、女性の積極的な参画を進めていくことが必要ですが、現状では、女性の参画が十分に図られているとは言えない状況です。

これまでの計画では、仙台市の審議会の女性委員の登用率を35%とする目標を設定して取り組んできましたが、平成21年度末現在で29.8%と目標に達していません。市職員の係長職昇任試験の受験率についても、男性職員が50%を超えている一方で女性職員は20%に達していません。今後、仙台市は審議会等における女性委員の選任や女性職員の登用についてこれまで以上に強力に取り組み、企業のモデルとなっていくことが求められています。

また、企業において経営方針などの重要な意思決定の場に女性が参画することは、男女共同参画社会の実現において極めて重要なことですが、企業の役員や管理職に占める女性の割合はなかなか進まないのが現状です。さまざまな分野で重要な決定に関わる女性の交流を進め、その知識や経験を広げていくことが必要です。

◆施策の方向◆

- ① 仙台市の審議会等における女性委員登用の促進
- ② 仙台市及び関係団体等における方針の立案や決定の場への女性の参画の促進
- ③ 企業における経営方針立案や決定の場における男女共同参画の促進
- ④ 地域団体やNPO等における方針の立案や決定の場への男女共同参画の促進

基本目標 2 男女共同参画への理解の促進

男女共同参画のすそ野を広げるためには、子どもの頃からの教育・学習を基本に、若者世代や男性などを対象にした広報・啓発を含め、社会全体で男女共同参画に対する理解を深めることが重要です。

人権意識や男女平等意識に基づき男女共同参画を進める基礎として、教育・学習は重要な役割を果たしています。発達段階に応じて幼い頃から人権尊重の意識を育み、固定的な役割分担意識を解消し、一人ひとりの個性と能力を認める社会を実現していくためには、家庭教育、学校教育、社会教育など、ライフステージのあらゆる機会を通じた教育・学習が大切です。特に、義務教育課程においては、学校教育全体で人権教育を行うことが重要であり、それらの教育内容が実効性を持つように、社会全体で環境を整えていく必要があります。

また、雇用環境が厳しく多くの新卒者が就職できない中で、就業期間が短いうちに離職する傾向は続いており、若者の完全失業率は依然として高い状況にあります。一人ひとりが主体的な生き方を選択し、自己実現しながら社会参加を図るためにも、勤労観や職業観の醸成と適切な進路指導・キャリア教育による未来をデザインする学習の場が必要です。

男女が、心身の健康について正確な知識・情報を得て、お互いの人権を尊重しながら主体的に行動することは、男女共同参画の前提です。若い世代における望まない妊娠やHIV（＊25）などによる性感染症の問題、デートDVやインターネットを通じた被害などが社会問題化している現状など、若者の性をめぐる問題は多岐にわたっていることから、人権の尊重を基本とした発達段階に応じた「性に関する教育」の充実を図る必要があります。併せて、女性特有の疾病や健康被害に関する効果的な啓発や医療機関を受診しやすい環境の整備が求められます。

さまざまな情報媒体の発達のもと、メディアのもたらす情報が社会に与える影響は、非常に大きなものがあります。性の商品化や男女の役割のステレオタイプの描き方などメディアにおいて人権に対する配慮を欠いた表現も多く見受けられることから、主体的に情報を読み解く力を培っていく必要があります。

◆施策の方向◆

- ① 学校・家庭・地域などあらゆる場における教育・学習の推進や広報・啓発の充実
- ② 男性や若者世代を対象とした男女共同参画の理解のための多様な学習機会の拡充
- ③ 学校長をはじめとする教職員等、子どもに関わるさまざまな職種の人たちへの意識啓発と研修の充実

- ④ 男女平等の視点に立った性に関する体系的な教育・啓発の充実
- ⑤ 若者の健全な職業観を育成する教育の推進
- ⑥ メディアにおける男女共同参画への理解の促進
- ⑦ 女性の生涯にわたる心身の健康支援
- ⑧ 男女共同参画に関する相談・啓発
- ⑨ 男女共同参画に関する調査研究, 情報の収集と提供

基本目標3 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

少子高齢化の急激な進展と人口減少の時代にあつて、世帯単位の人数の減少や、地域におけるコミュニティの希薄化などが見られます。働く世代が担う子育てや親の介護などの負担は増加しており、男女がともに仕事と家庭・地域における活動などをバランスよく担うことがますます重要になってきています。

また、社会を構成するすべての人々が、健康を維持し、それぞれの価値観に対応した柔軟で多様なライフコースを選択できるよう、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」を実現するための環境づくりが求められています。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担意識は、時代とともに変わりつつあるものの、いまだ根強く残っており、男女が共に家事や介護を担っていくことを妨げる要因のひとつとなっています。

育児・介護等と仕事の両立を図ることは、社会の活力を維持し、男女が安心して子どもを生み育て、家族としての責任を分かち合うことができる社会を形成するうえで重要な課題です。このためには、保育や介護サービスなどの社会的な支援を一層充実させるとともに、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を図ることや、男性が育児や家事に参加できる環境づくりを進めていくことが必要です。

企業においては、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の意義や効果に関する意識の浸透により、長時間労働を前提とした働き方の見直しや職場優先の組織風土の転換が求められています。仙台市が率先して意識改革を行い推進に努めることはもちろん、事業主だけでなく就業者に対してもその普及・啓発に努め、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に対する社会的な機運の醸成を図る必要があります。

◆施策の方向◆

- ① 男性の家事・育児・介護等への参加の促進
- ② 育児・介護休業取得及び円滑な職場復帰に向けた環境づくりの促進
- ③ 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの展開
- ④ 多様なニーズに対応した介護サービスの充実
- ⑤ 企業における男女共同参画推進の取り組みへの動機付けとなるような措置等の検討
- ⑥ 多様かつ柔軟な働き方を可能にする取り組みの啓発
- ⑦ 働く男女の健康管理対策の推進

基本目標 4 男女のあらゆる分野への参画

男女共同参画社会の形成に向けては、男女があらゆる分野で責任を分かち合いながら、対等に参画することが重要です。また、近年、地方においてもグローバル化が進む中で、従来の企業や社会における慣習にとらわれず、多様な属性(性別、年齢、国籍など)や価値・発想を取り入れることで、環境の変化に応じた迅速かつ柔軟な対応が可能になり、組織の活力や創造性が高まると言われています。これはダイバーシティ(*26)と呼ばれており、男女共同参画を進めるうえでもダイバーシティの観点に立って、女性が力を発揮できるよう、さまざまな支援をしていくことが求められています。

就業は、生活の経済的基盤であり、働くことは自己実現につながるものでもあることから、働く意欲を持つ男女が性別にかかわらず能力を十分に発揮できる社会づくりは、多様性を持った経済社会の活力の増進という観点からも極めて重要です。

景気低迷が長引き、リストラや非正規社員の拡大など、雇用環境は厳しさを増しており、女性の就業継続の困難さや非正規雇用の就労条件の悪化につながっています。加えて、近年は若年層の非正規雇用者も増加し、新たな雇用機会の創出や離職者への再就職支援が求められています。

また、単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用や就業構造の変化等により、貧困など生活上の困難を抱える層の広がりが見られ、特にひとり親家庭では、子育てと継続的な就労などの両立が難しいことなどにより、生活上の困難さが増しています。生活上の困難に直面しやすい人々を支援し、貧困の世代間連鎖を断ち切るための支援策や自立に向けたセーフティネットの再構築、地域のきずなの再生に向けた取り組みが求められています。

さらに、企業や地域団体、NPOなどのさまざまな分野への女性の参画を促進するためには、ロールモデルや活躍事例の情報提供とともに、課題解決に向けた企画立案や提言ができる女性人材の養成などに向けた取り組みも必要です。

◆施策の方向◆

- ① 就業・就業継続・再就職のための支援
- ② 雇用の分野における均等待遇の確保に向けた取り組みの推進
- ③ 農業・商工業等の自営業に従事する女性の労働環境の向上
- ④ ひとり親家庭等の自立に向けた支援
- ⑤ 男女共同参画の視点に立った相談・支援
- ⑥ 女性の能力発揮促進のための支援

基本目標 5 女性に対する暴力の根絶

DVを含む女性に対する暴力は人間としての尊厳を傷つけ、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与え、将来の世代の育成にも大きな影響を及ぼしかねません。また、セクシュアル・ハラスメントやDV、児童虐待や性暴力など、あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、人間として許されない行為です。どんな理由があろうとも、暴力は許されない、社会全体がそうした共通認識を持つことが大切です。

セクシュアル・ハラスメントは、個人の名誉や尊厳を傷つけ人権を侵害するだけでなく、その能力の発揮を著しく妨げ、企業にも損失をもたらします。男女雇用機会均等法により事業主には防止措置が義務付けられましたが、労働相談に寄せられる相談件数は依然として減少していません。企業をはじめ、学校や団体などのあらゆる場でセクシュアル・ハラスメントが社会的に許されない行為であることを普及啓発し、防止に向けた取り組みを推進する必要があります。

また、配偶者間における暴力の検挙件数は増加傾向にあり、被害者の9割は女性です。その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、今日に至るまで男女が置かれてきた社会的・構造的な問題があると言われています。さらに、交際相手からの暴力被害も深刻な状況にあることが、内閣府の調査などで明らかになってきました。

DVなどによる被害が起きない、安全な社会や家庭をつくるため、小さい頃からお互いの人権を尊重することを基調とした非暴力教育、人権教育が不可欠です。また、インターネットや携帯電話サイト等新たなメディアが急速に浸透する中、メディアからの情報を安全・安心に利用できる社会環境の整備が求められています。

DV被害者の自立支援には、心身の健康の回復、生活の支援など多方面からのきめ細かなアプローチが必要であり、相談窓口をはじめ、庁内外の関係機関や民間団体との連携・協力が欠かせません。相談から自立までの関係機関のネットワーク、その中心を担う配偶者暴力相談支援センターの設置が求められています。

また、DVと児童虐待とは密接な関係にあると言われており、子どもの権利の視点からのアプローチも重要です。

◆施策の方向◆

- ① 人権・非暴力の観点からの教育の充実
- ② 男女平等の視点に立った性に関する体系的な教育・啓発の充実(再掲)
- ③ 女性に対する暴力の根絶についての認識を深めるための啓発
- ④ DVに関する相談窓口の充実と警察等関係機関との連携の強化
- ⑤ 緊急一時保護や自立支援等、暴力被害者に対する支援の拡充

- ⑥ 事業所, 学校, 諸団体等, あらゆる場でのセクシュアル・ハラスメントをなくすための取り組みの推進
- ⑦ 女性や子どもへの性犯罪の防止に向けた取り組み

基本目標 6 地域づくりや防災における男女共同参画

仙台市では、少子高齢化や人口減少が進む地域がある一方、人口が増加する地域もあるなど、地域の様相は複雑化しつつあり、地域の課題も多様化しています。また、宮城県沖地震の発生する可能性が高まっていると言われ、局所的な集中豪雨などによる災害が発生してきていることから、災害時への備えも地域の重要な課題になっています。

それぞれの地域の特性を生かしながら、暮らしを営む男女が共に支え合う豊かな生活を築いていくためには、男女共同参画の視点の下に、さまざまな団体や企業が連携の輪を広げ、個々の創意を生かした地域づくりを進めていく必要があります。地域団体やNPOなどの活動に女性が主体的に参加し、防災や防犯、子育てや教育、高齢者の見守りなど、さまざまな課題の解決に取り組むことで、年齢や性別を超えた多様な視点からの魅力あるコミュニティの形成が期待できます。

また、一人暮らしの高齢者や障害者、外国人など、自立して生活していくにあたり困難を抱えている人々が増加しています。これらの人々が、地域において安心して生活していくために、互いに尊重して支え合う地域づくりが求められています。地域の幅広い分野で、多様性を認め合う視点を取り入れることの効果を具体的な活動の中で示していくことで、身近なところから男女共同参画の意識を広げ、豊かなコミュニティのきずなをつくる必要があります。

◆施策の方向◆

- ① 地域活動・NPO活動等における男女共同参画の促進
- ② 男女共同参画に関する市民活動への支援の拡充
- ③ 市民活動団体及び企業との連携の強化
- ④ 男女共同参画推進センターと地域との連携による学習機会の充実
- ⑤ 障害の有無や年齢、国籍や文化の違いにかかわらず共に支え合う地域づくりの推進
- ⑥ 女性の視点からの防災対策の推進

第5章 今後5年間における優先的・重点的な取り組みについて

近年の社会経済構造の急激な変化の中で、男女共同参画を取り巻く環境も大きく変化してきました。審議会では、男女共同参画に関する仙台市の現状を把握するため、これまでの取り組みの検証やヒアリング等を通し、多くの方から男女共同参画に関するご意見をいただきました。これらを踏まえ、6つの基本目標の下、今後5年間で特に優先的・重点的に取り組むべき分野を次のとおり設けました。それぞれの分野において重点課題を設定して、成果目標を掲げ、施策の評価を行いながら着実に推進していくことを提言します。

1 政策形成及び意思決定の場に女性の参画を進める分野

政策の形成や意思決定の場における男女共同参画は、社会の根本となる部分です。しかしながら、政治や行政、そして企業の意思決定などの場への女性の参画は、いまだに低い状況にあります。仙台市の状況を見ても、少しずつ改善は見られるものの、依然として市の審議会等における女性の登用率は目標に達していません。現在、さまざまな場において女性の視点を生かしていくことが必要とされており、幅広い分野において、女性が政策の形成や意思決定の場に参画できるように、女性人材の活用が求められています。そのためには、仙台市が率先して女性の参画の促進に力を入れて取り組んでいく必要があります。

【取り組み例】

- 仙台市の審議会等における女性委員登用の促進
- 市役所の女性職員の管理職への登用促進
- 男女共同参画の視点を取り入れた職員研修の実施
- 女性のキャリア形成に向けた支援
- 女性の能力の発揮促進

【数値目標・指標例】

- ◆仙台市の審議会等における女性委員の割合
- ◆女性がない仙台市の審議会等の数
- ◆公募委員が参画している仙台市の審議会等の数
- ◆市職員における女性管理職(課長级以上)の割合
- ◆市職員における係長職昇任試験の女性職員の受験率
- ◆小・中学校における校長・教頭に占める女性の割合
- ◆仙台市の外郭団体における女性役員の割合
- ◆企業の管理職に占める女性の割合

2 男女共同参画の視点から地域における活動を広げる分野

男女共同参画社会の実現には、個人の生活を取り巻く身近な場での意識の変化や女性が参画することによる課題解決が重要となります。人々の暮らしの場である地域においても、いまだに固定的性別役割分担意識が根強く残り、意思決定に関わる役職の多くは男性に偏っているなどの現状があります。

少子高齢化の急速な進展、単身世帯の増加などに伴い、複雑さを増している地域のさまざまな課題の解決に向け、男女がお互いに尊重し合い、共に支え合うコミュニティを構築するためには、子育て家庭や高齢者の孤立化、貧困などの生活上の困難さをはじめとする地域課題に対応した、男女共同参画の視点からの情報発信や啓発を一層推進していく必要があります。

また、女性が積極的に地域活動に参加して、さまざまな団体との連携や活動の輪を広げるためには、交渉力やコミュニケーション能力などを身につける必要があります。女性人材を育成するために、活動に必要なスキル向上に向けた学習支援などの取り組みが必要です。

【取り組み例】

- 地域における方針決定過程への女性の参画促進
- 地域における女性リーダーの育成
- 男女共同参画に関する市民活動への支援の拡充
- 地域との連携による学習機会の充実
- 女性の視点からの防災対策の推進
- 地域活動への多様な人々の参加促進

【数値目標・指標例】

- ◆(財)せんだい男女共同参画財団と市民活動団体の協働事業数
- ◆グループ紹介冊子「ぐるーぷなび」掲載団体数
- ◆市民活動団体などが地域において実施した男女共同参画に関する講座の実施数
- ◆男女共同参画に関する出前講座の実施数
- ◆生活保護を受けている世帯数(人数)
- ◆男女別自殺死亡率
- ◆町内会長に占める女性の割合
- ◆PTA会長に占める女性の割合

3 男女の仕事と生活の調和の取り組みを広げる分野

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、女性をはじめとする多様な人材の活用が求められています。また、経済の活性化に向けて、グローバル化や多様化する消費者ニーズに対応する新しい価値観を創造していく必要があり、女性の経済活動への参加が不可欠であると言われています。

一方、働く世代の男女が相互に尊重しながら、それぞれの自己実現を図っていくためには、子育てや介護、地域活動や生涯学習など生活と仕事の調和を図ることが求められています。核家族化や地域コミュニティの希薄化が進む中で、男性も直面する子育てや介護などの課題を解決し、長時間労働の抑制や働き方の見直しを進めていくためには、男性の視点からのアプローチや男女共同参画に対する男性の理解が不可欠になっています。

【取り組み例】

- 企業における女性の登用や人材活用に向けた取り組みの推進
- 多様かつ柔軟な働き方を可能にする取り組みの啓発
- 育児休業等の取得促進
- 女性の就業継続・再就職支援
- 男女共同参画に関する事業所実態調査の実施
- 子育て支援策の充実

【数値目標・指標例】

- ◆「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の認知度
- ◆男性の一日の平均家事時間
- ◆市役所における男性職員の育児休業、部分休業の取得率
- ◆企業等における従業員の育児休業、部分休業、短時間勤務取得率
- ◆短時間勤務を選択できる事業所の割合
- ◆子育て期の女性の労働力率

4 DVの防止と被害者支援を進める分野

DVによる被害は複雑かつ多様化しており、予防の観点からの教育・啓発や、充実した相談体制、被害者が安心できる支援策が必要とされています。宮城県配偶者暴力相談支援センターや警察における相談件数も大幅に増加しているとともに、交際相手からの暴力被害も深刻な状況にあることが明らかになってくるなど、被害者に対する相談から自立までの切れ目のない支援体制の構築や若年層に対する一層の啓発などが、喫緊の課題となっています。

これまでも、市の施策と併せてNPO団体との連携による予防対策の啓発や相談・シェルター事業などを進めてきましたが、今後も引き続き連携を深めながら、若年層に対するデートDV等の防止に向けた啓発や、相談から自立までの関係機関のネットワークの構築とその中心を担う配偶者暴力相談支援センターの設置、被害者支援ボランティアの育成等に特に力を入れて取り組むなど、一歩踏み込んだ対策が必要です。

【取り組み例】

- 発達段階を踏まえた人権・性教育の推進
- 若年層に対するデートDV等の防止に向けた啓発
- 女性に対する暴力に関する啓発と再発防止対策の検討
- 関係機関のネットワークの構築と配偶者暴力相談支援センターの設置
- 被害者支援ボランティアの育成と中間支援施設のあり方の検討

【数値目標・指標例】

- ◆配偶者暴力防止法の認知度
- ◆配偶者からの暴力被害経験の割合
- ◆仙台市「女性への暴力電話相談」における相談件数の推移
- ◆配偶者暴力防止法に基づく保護命令の新規受理件数
- ◆ボランティア育成講座の参加人数
- ◆DV相談窓口や「デートDV」という用語の認知度
- ◆学校におけるデートDV防止講座の実施回数
- ◆女性に対する暴力の防止に向けた地域における研修会の実施回数

第6章 計画の推進

重点課題の設定

第5章に掲げた今後5年間で優先的・重点的に取り組むべき4つの分野のそれぞれにおいて、重点課題を設定し、毎年度の具体的な施策につなげ、着実な推進を図ります。

計画の推進体制

男女共同参画の推進にかかる施策は広範囲にわたるため、全庁的な問題としてとらえていくことが重要です。そのためには、市長をトップとした庁内推進体制である「仙台市男女共同参画推進本部」がより有効に機能し、仙台市が一層の取り組みを進め、実効性のある施策を展開していく必要があります。

仙台市には、施策のより効果的な推進を図っていくために「仙台市男女共同参画推進審議会」が設置されています。「仙台市男女共同参画推進審議会」は、男女共同参画に関する知識や経験を有する学識経験者等によって構成されており、市長の諮問に応じて市の男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項についての提言や、本計画の推進状況に関する評価を行います。

また、エル・パーク仙台とエル・ソーラ仙台の2館体制による男女共同参画推進センターは、市民の学習及び活動の総合的な推進拠点です。この拠点施設を管理運営している(財)せんだい男女共同参画財団は、これまでも市民活動団体と協働しながら、男女共同参画の普及啓発をはじめとしたさまざまな事業を先駆的に展開し、仙台市の男女共同参画の推進に大きく寄与してきたものと考えます。今後も、調査研究や市民・企業との協働事業の充実を図るうえで、中心的な役割を担うことを期待します。

なお、男女共同参画を社会全体でさらに推進していくには、行政、市民、企業がこれまで以上に連携を深めていくことが必要です。行政、市民、企業が、幅広い理解と共通認識を持ちながら協働、連携して、それぞれの役割を果たしていくことが求められます。

計画の評価

計画の評価については、これまでの事業担当部局による自己評価、男女共同参画課による評価だけでは不十分であると考えられることから、より客観的な評価のあり方について、検討していく必要があります。

どのように評価していくのかは今後の課題となりますが、重点課題について、例えば審議会場で担当部局に対するヒアリングを行い、問題点を抽出しながら、必要に応じて審議会として提案や助言をしていくことなども考えられます。

また、評価をするにあたっては、具体的な数値目標を決めて、それを客観的に評価できることが重要です。特に重点課題については、数値目標を設定し、その達成に向けて事業展開を図ることにより、計画の実効性が高まるものと考えます。事業の中には、行政が事業として直接推進できないものもありますが、このようなものについても定期的に指標を追うことにより推移を見守っていきたいと考えます。

〔用語解説〕

* 1 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として平成 11 年(1999 年)に制定された法律。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。

* 2 仙台市男女共同参画推進条例

男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等のまちの実現に資することを目的として市が平成 15 年(2003 年)に制定した条例。男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めている。

* 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力((* 17)のドメスティック・バイオレンスの項目参照)に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として平成 13 年(2001 年)に制定された法律。国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、配偶者暴力相談支援センターや被害者の保護や保護命令制度に関する事項を定めている。

* 4 女性人材リスト

職業や専門分野等を掲載した審議会等の女性委員候補者の名簿。市政に重要な役割を果たす審議会等の委員として、積極的に女性の登用を進めるため、審議会等を所管する部署に向けて情報提供を行うものであり、男女共同参画課が更新・管理を行っている。

* 5 N P O

Non Profit Organization: 非営利組織。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し利益を分配することを目的としない団体の総称。

* 6 充て職

特定の職に就いている者に、他の特定の職を兼任させること。

*** 7 ロールモデル**

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考にする役割モデル。

*** 8 ゼロ委員会**

市の審議会等において、女性委員が一人もない審議会等。

*** 9 仙台市男女共同参画推進センター**

男女共同参画を推進し、男女平等のまちの実現に資するとともに、市民に文化活動の場を提供し、市民の生活文化の向上に寄与することを目的として、仙台市男女共同参画推進センター条例に基づき仙台市が設置した施設。市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取り組みへの支援など、男女共同参画推進施策を実施する拠点施設であり、エル・パーク仙台とエル・ソーラ仙台の2館体制で運営されている。

*** 10 せんだい保育室**

本市が保育環境・保育内容・保育従事者等について独自の基準を定め、それらの基準を満たす施設を認定し、助成する認可外保育施設。駅前などの商業地域で認可保育所とほぼ同等のサービスを提供する「A型」と、比較的小規模で認可保育所に準じたサービスを提供する「B型」がある。

*** 11 幼稚園保育室**

幼稚園就園前の3歳未満児を保育する本市独自の基準を満たした幼稚園併設の認可外保育施設。

*** 12 家庭保育福祉員**

就労や病気などで乳幼児を昼間保育できない保護者に代わり自宅等で保育する者で、一定の要件を満たした者が本市により認定される。少人数の家庭的な雰囲気の中でゆったりと保育し、子ども一人ひとりの生活リズムや発達段階、心身の状態に応じたきめ細やかな保育を行っている。

*** 13 子育てふれあいプラザ**

本市が設置する子育てを総合的に支援する施設で、愛称は「のびすく」。子育てをする市民への交流の場の提供、親子が一緒に過ごせる場の提供、子育てに関する相談、情報提供等を行っている。

*** 14 母子家庭等就業・自立支援センター**

母子家庭等の生活の安定と向上並びに母子家庭の母及び寡婦の自立を図り就業を支援することを目的としており、母子家庭の母、寡婦に対する就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、父子家庭の父も含め、法律相談や生活一般相談を実施している。

*** 15 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）**

男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自らの希望に沿った形で、バランスを取りながら展開できる状態を実現すること。

*** 16 児童クラブ**

放課後児童健全育成事業として、児童館・児童センターにおいて実施される事業。就労等のため昼間保護者が家庭にいない小学1年生から3年生までの児童を対象に、遊びの提供や生活の指導を行う。

*** 17 ドメスティック・バイオレンス（DV）**

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者（過去にそのような間柄にあった者も含む）から振るわれる暴力のこと。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、「配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの身体に対する不法な攻撃で生命・身体に危害を及ぼすものまたはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（過去に受け、婚姻関係の解消後も、配偶者であった者から引き続き受ける攻撃・言動を含む）」を「配偶者からの暴力」としている。

*** 18 デートDV**

交際相手からの暴力。配偶者からの暴力であるDVに対して、婚姻関係にない男女間で起こる暴力や支配的な行動をデートDVと呼んでいる。

*** 19 セクシュアル・ハラスメント**

相手の意に反する性的な言動により、相手方に不利益を与え、または相手方の生活環境を害すること。雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得る。

*** 20 配偶者暴力相談支援センター**

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、被害者からの相談、医学的・心理学的な指導、緊急時における安全確保・一時保護、就労、住居、保護施設の利用等に関する情報提供その他の援助を行う。都道府県の婦人相談所その他の施設においてその機能を果たすこととされ、また、平成 19 年(2007 年)の法改正により、市町村の適切な施設においてもその機能を果たすよう努めるものとされた。

*** 21 (財) せんだい男女共同参画財団**

仙台における女性の自立及び社会参加を促進する事業並びに男女平等を阻害するさまざまな問題の解決をめざした市民の主体的な活動の援助助成を行うとともに、男女平等の社会的風土づくりを進め、もって「男女平等のまち・仙台」の早期実現に寄与することを目的として、平成 13 年(2001 年)に設立された財団法人。男女共同参画社会の形成の促進に向けた調査研究や女性のエンパワーメントのための学習支援、研修及び交流促進に取り組むほか、仙台市から男女共同参画推進センターの指定管理を受けて、指定管理者としてエル・パーク仙台とエル・ソーラ仙台の管理・運営を行っている。

*** 22 男女雇用機会均等法**

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関し、妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的として昭和 47 年(1972 年)に制定された法律。正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。

*** 23 次世代育成支援対策推進法**

急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的として平成 15 年(2003 年)に制定された法律。子育て家庭への支援その他の子育て環境の整備、雇用環境の整備等の取り組みに関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めている。

*** 24 女子差別撤廃委員会**

国際連合の内部の組織であり、女子差別撤廃条約第 17 条に基づき設置された委員会。条約の実施に関する締結国からの報告の検討、締結国から得た報告及び情報の検討に基づく提案や勧告等を行っている。委員は締結国より選出され、個人の資格で職務を遂行する。

*** 25 HIV**

Human Immunodeficiency Virus(ヒト免疫不全ウイルス)の略。感染すると徐々に白血球の働き(免疫)が低下し、体内に侵入してきたウィルスや細菌などの繁殖に対して抵抗できなくなる。感染後は、自覚症状が現れない無症候期(数年～10年以上)を経て、健康な状態ではかからないさまざまな病気を発症するようになる。これらの病気を総称してエイズという。性感染症の1つでもあり、HIV感染者とエイズ患者ともに男性が大多数を占めている。

*** 26 ダイバーシティ**

Diversity: 多様な人材あるいは人材の多様性を生かすことが組織の活カや創造性を高めることに貢献するという考え方を背景に、人種・国籍・性別・年齢等を問わずに人材を活用すること。とりわけ企業活動においては、多様な視点や価値観を生かすことにより、ビジネス環境の変化に柔軟・迅速に対応できると考えられている。

〔参考資料〕

1 関連統計資料

① 重点課題Ⅰ関連

■仙台市の管理職における女性の割合

	H16.3月	H17.3月	H18.3月	H19.3月	H20.3月	H21.3月
女性管理職数	43人	50人	55人	59人	57人	56人
女性管理職割合	7.9%	8.5%	9.0%	9.7%	9.4%	9.6%

資料：仙台市総務局人事課

■仙台市における単位町内会長に占める女性の割合

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
総数	1,377人	1,373人	1,378人	1,378人	1,383人	1,383人
女性数	90人	108人	123人	118人	112人	127人
女性会長割合	6.5%	7.9%	8.9%	8.6%	8.1%	9.2%

資料：仙台市市民局地域政策課

■仙台市におけるPTA会長に占める女性の割合

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
総数	190人	190人	190人	190人	190人	192人
女性数	39人	38人	44人	48人	49人	48人
女性会長割合	20.5%	20.0%	23.2%	25.3%	25.8%	25.0%

資料：仙台市教育局生涯学習課

② 重点課題Ⅱ関連

■市民センターにおける男女共同参画に関する講座の開催（男性が受講しやすいテーマや時間帯を考慮したもの）

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
事業数	23事業	49事業	39事業	41事業	52事業	92事業
コマ数	61コマ	148コマ	144コマ	146コマ	191コマ	456コマ
参加延人数	1,142人	2,664人	1,736人	3,302人	2,920人	11,821人

※H21は集計の取り方を変更したため、値が大きくなっています。

※男性が受講しやすいテーマとして、男性のための料理講座や介護講座等を集計しています。

※男性が受講しやすい時間帯として、夜間開催または土日祝日開催の講座を集計しています。

資料：仙台市教育局中央市民センター

■（財）せんだい男女共同参画財団（*21）による男女共同参画に関する学習情報の提供（大学のゼミ等の研修・見学等への情報提供）

	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
回数	12 回	26 回	10 回	12 回	19 回	21 回
参加延人数	690 人	650 人	403 人	390 人	399 人	289 人

資料：仙台市市民局男女共同参画課

■妊婦及びその配偶者を対象とした母親（両親）教室の実施

	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
回数	174 回	182 回	174 回	175 回	167 回	157 回
参加延人数	4,809 人	4,946 人	4,524 人	4,436 人	3,921 人	3,625 人

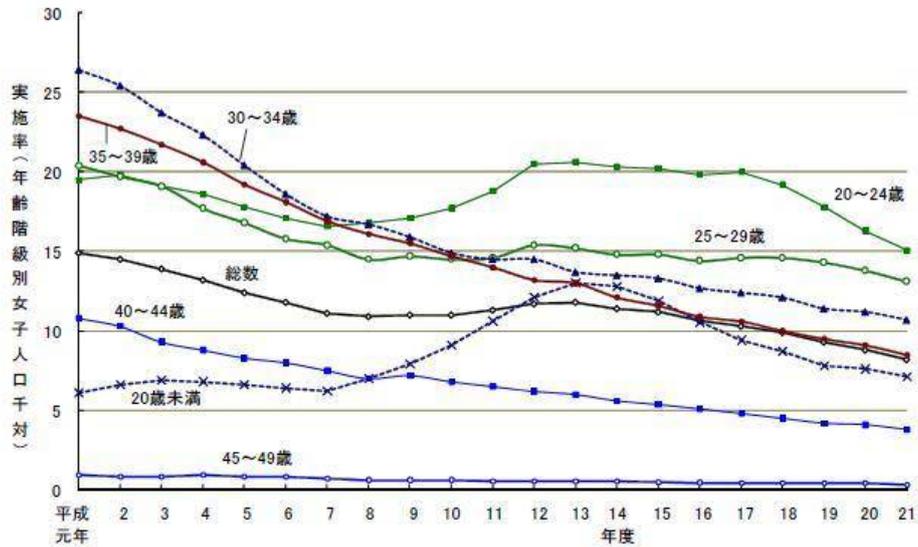
資料：仙台市市民局子育て支援課

■仙台市における人工妊娠中絶実施数

	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
総数	3,746 人	3,471 人	3,355 人	3,165 人	2,915 人	2,840 人
～19 歳	456 人	410 人	372 人	303 人	270 人	279 人
20 歳～24 歳	1,079 人	1,021 人	945 人	846 人	798 人	744 人
25 歳～29 歳	848 人	757 人	735 人	742 人	598 人	605 人
30 歳～34 歳	670 人	607 人	608 人	605 人	574 人	550 人
35 歳～39 歳	445 人	460 人	465 人	461 人	454 人	447 人
40 歳～44 歳	234 人	198 人	207 人	196 人	199 人	202 人
45 歳～49 歳	14 人	18 人	23 人	11 人	22 人	13 人
50 歳～	—	—	—	1 人	—	—

資料：仙台市健康福祉局健康増進課「保健統計年報」

■全国における年齢階級別に見た人工妊娠中絶実施率（年齢階級別女子人口千対）の年次推移

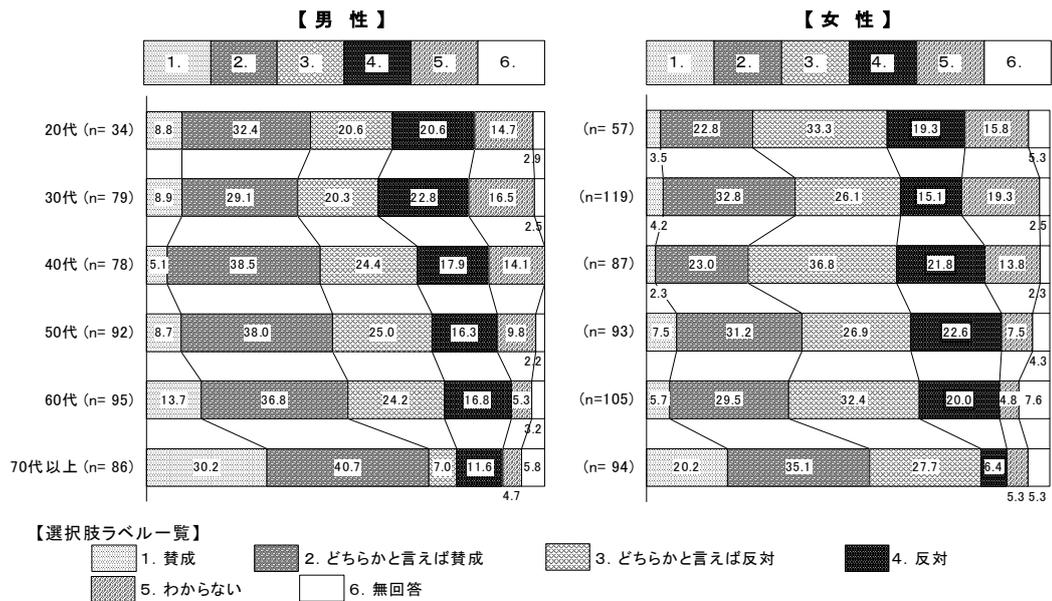


※平成13年までは「母体保護統計」による暦年の数値であり、平成14年度以降は「衛生行政報告例」による年度の数値になります。
資料：厚生労働省「衛生行政報告例」

③ 重点課題Ⅲ関連

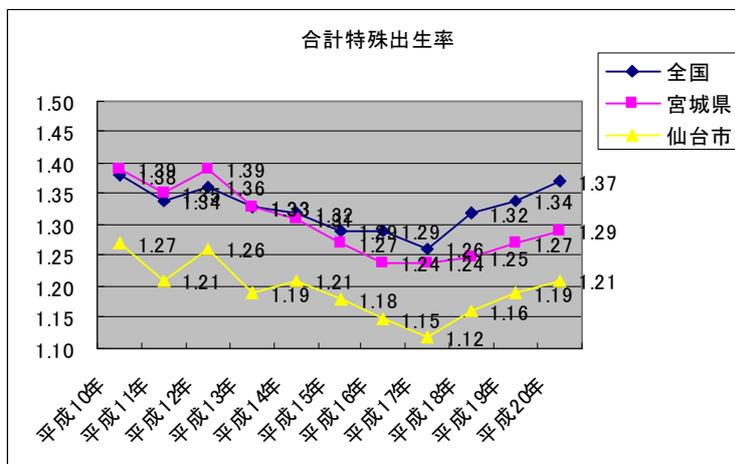
■家事や育児等と仕事との両立に関する市民意識

・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について伺った。



資料：仙台市市民局男女共同参画課「家事や育児等と仕事との両立に関する意識調査(平成21年度)」

■ 合計特殊出生率



資料：厚生労働省「人口動態統計」、仙台市健康福祉局健康増進課「保健統計年報」

■ 宮城県の民間事業所における従業員の育児休業取得率

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
総計	18.9%	33.6%	28.9%	28.8%	31.4%
男性	1.2%	2.6%	3.2%	4.0%	4.1%
女性	74.1%	83.6%	76.8%	69.9%	75.8%

資料：宮城県「労働実態調査」

■ 仙台市における児童館数等

	H16.4月	H17.4月	H18.4月	H19.4月	H20.4月	H21.4月	H22.4月
児童館数	80ヶ所	84ヶ所	87ヶ所	93ヶ所	98ヶ所	100ヶ所	103ヶ所
保育所地域子育て支援事業実施保育所数	11ヶ所	15ヶ所	16ヶ所	17ヶ所	22ヶ所	22ヶ所	23ヶ所

資料：仙台市子供未来局子育て支援課・保育課

■ 仙台市における児童扶養手当受給者数

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
受給者数	6,483人	6,700人	7,072人	7,379人	7,501人	7,626人

資料：仙台市子供未来局子育て支援課

■男性が参加しやすい介護研修

		H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
介護ナイター講座	参加者数	71 人	77 人	26 人	25 人	136 人	101 人
	うち男性	—	—	3 人	3 人	22 人	30 人
介護1日入門講座	参加者数	—	59 人	60 人	178 人	196 人	557 人
	うち男性	—	—	—	34 人	38 人	137 人

※介護ナイター講座は、年度によって実施回数及び日数は異なります。

※介護1日入門講座は、土・日曜日に年2回実施しています。

資料：仙台市健康福祉局介護予防推進室

④ 重点課題Ⅳ関連

■仙台市における雇用形態別雇用者の性別構成比 (単位：千人，%)

雇用形態		実数			割合		
		総数	男性	女性	総数	男性	女性
平成19年	雇用者(役員を除く)	443.8	247.7	196.0	100.0	100.0	100.0
	正規の職員・従業員	272.5	193.6	78.9	61.4	78.2	40.3
	パート	71.6	6.5	65.1	16.1	2.6	33.2
	アルバイト	41.4	19.3	22.0	9.3	7.8	11.2
	労働者派遣事務所の派遣社員	13.6	4.9	8.7	3.1	2.0	4.4
	契約社員・嘱託	36.5	19.7	16.9	8.2	8.0	8.6
	その他	8.2	3.7	4.4	1.8	1.5	2.2
平成14年	雇用者(役員を除く)	429.7	245.3	184.3	100.0	100.0	100.0
	正規の職員・従業員	281.0	198.0	83.0	65.4	80.7	45.0
	パート	60.4	5.3	55.0	14.1	2.2	29.8
	アルバイト	45.5	22.0	23.5	10.6	9.0	12.8
	労働者派遣事務所の派遣社員	7.4	1.9	5.6	1.7	0.8	3.0
	契約社員・嘱託	28.3	14.4	13.8	6.6	5.9	7.5
	その他	7.1	3.7	3.4	1.7	1.5	1.8

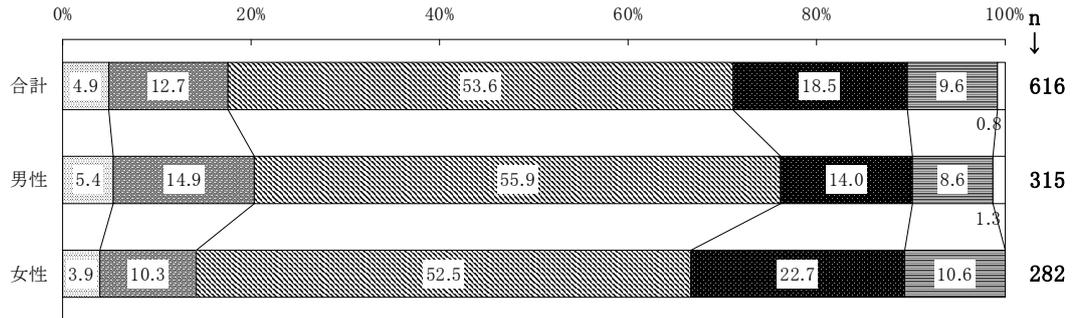
資料：総務省「就業構造基本調査」

■家事や育児等と仕事との両立に関する市民意識

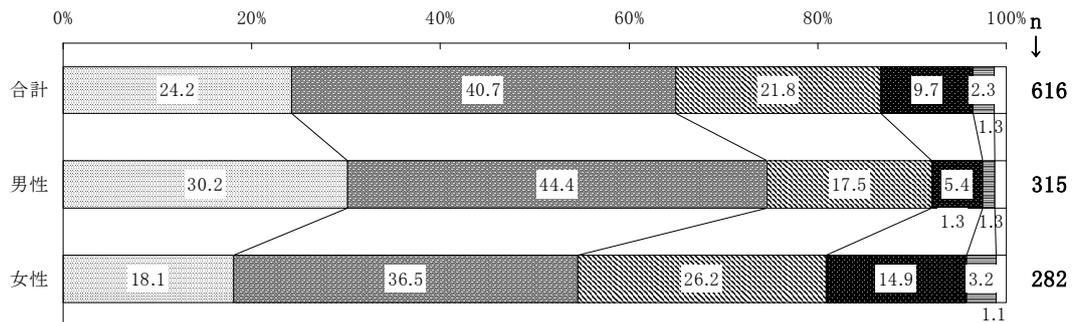
・「仕事に就いている」と回答した方に、「仕事」と「日常生活」(家庭生活, 家事や育児等, 趣味・娯楽など)の優先度合いについて、普段どのように考えているか『理想』と『現実』について伺った。



①理想 (“こうしたい” と思っている)



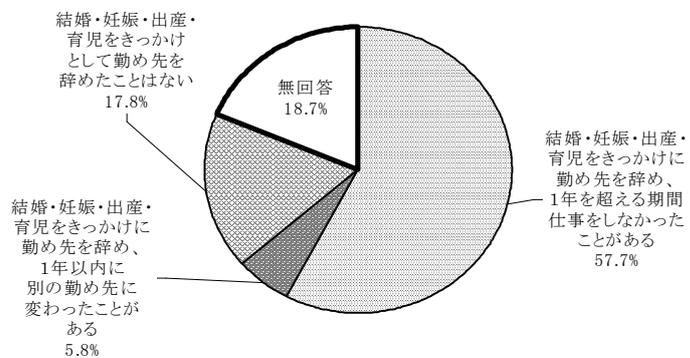
②現実 (実際には “こうしている”)



<双方ともn=616>

・既婚女性に対し、結婚・妊娠・出産・育児をきっかけとする退職経験の有無について伺った(休職・出向は除く)。

※勤め先が変わった経験の中には、起業・独立したり、自営の方が事業を変更したようなケースも含まれます。

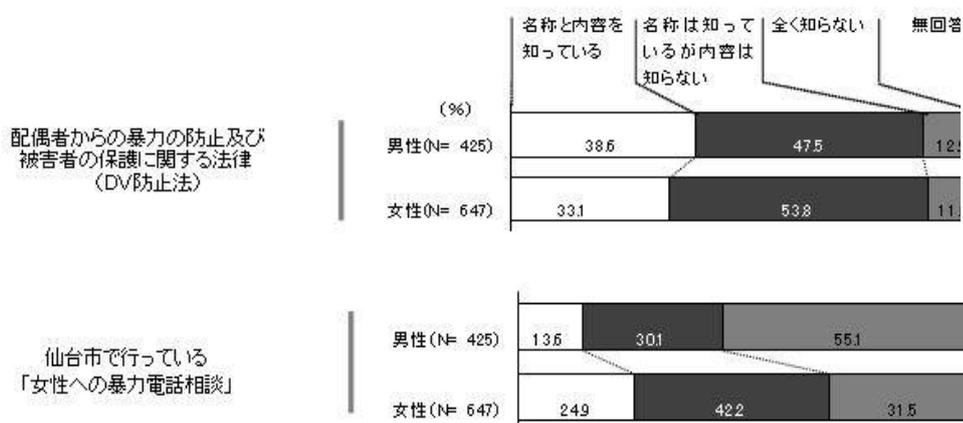


<n=428>

資料: 仙台市市民局男女共同参画課「家事や育児等と仕事との両立に関する意識調査(平成 21 年度)」

⑤ 重点課題Ⅴ関連

■仙台市における配偶者やパートナー間での暴力等に関する法律・施設の認知度



資料：仙台市市民局男女共同参画課・(財)せんだい男女共同参画財団
「配偶者やパートナー等との間における暴力に関する調査(平成 20 年度)」

■仙台市「女性への暴力電話相談」における相談件数

	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
相談件数	108 人	95 人	141 人	124 人	110 人	128 人

資料：仙台市市民局男女共同参画課

■エル・ソーラ仙台における女性相談（一般相談）における相談件数

	H19 年度	H20 年度	H21 年度
一般相談	976 件	1,065 件	1,143 件
うちDVIに関するもの	426 件	587 件	568 件

資料：仙台市市民局男女共同参画課

■仙台地方裁判所における配偶者暴力に関する保護命令の新規受理件数

	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
受理件数	54 件	47 件	40 件	54 件	78 件	74 件

資料：最高裁判所「司法統計」

⑥ 重点課題Ⅵ関連

■（財）せんだい男女共同参画財団による出前講座の実施

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
企業	1件	2件	2件	2件	3件	4件
民間法人	0件	0件	0件	0件	1件	1件
国・市・関係機関等	23件	25件	25件	10件	11件	9件
高校・大学	0件	0件	0件	0件	0件	4件

資料：仙台市市民局男女共同参画課

■グループ紹介冊子「ぐるーぷなび」掲載団体数

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
掲載団体数	68団体	79団体	96団体	104団体	104団体	120団体

※「ぐるーぷなび」は、男女共同参画社会の実現に向けてエル・パーク仙台やエル・ソーラ仙台で活動する団体等を紹介する冊子で、（財）せんだい男女共同参画財団が発行しているものです。

資料：仙台市市民局男女共同参画課

■市内の企業を対象とした仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する調査

	H17年度	H18年度	H19年度
調査依頼企業数	35社	500社	400社
調査票回収企業数	—	118社	102社
有効回収率	—	23.6%	25.5%

※H17年度は企業へ調査員が訪問してインタビューを行ったもの

資料：（財）せんだい男女共同参画財団「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する調査」

■仙台市の外国人登録人口

	H16.4月	H17.4月	H18.4月	H19.4月	H20.4月	H21.4月	H22.4月
男性	5,025人	4,861人	4,849人	4,706人	4,823人	4,846人	4,979人
女性	5,246人	5,192人	5,278人	5,034人	5,082人	5,138人	5,084人

資料：仙台市企画調整局企画調査課

2 「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」に関する市民意見聴取結果等の概要

「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」に対しまして、下記のとおり市民の皆様のご意見を伺いました。概要は、次のとおりです。

○市民意見募集 平成22年12月1日(水)～平成22年12月28日(火)

○公聴会の開催 平成22年12月21日(火)於:エル・パーク仙台

○いただいたご意見数

28人 130件

文書等でのご意見 19人 111件

公聴会でのご意見(発言者) 9人 19件

○ご意見の概要

ご意見の分類	件数
全体に関わるご意見	4件
第1章「仙台市におけるこれまでの取り組みと評価」に関わるご意見	4件
第3章「新計画の基本的な考え方」に関わるご意見	4件
第4章 基本目標1「政策形成及び意思決定の場における男女共同参画」に関わるご意見	9件
基本目標2「男女共同参画に関する教育・学習の推進」に関わるご意見	22件
基本目標3「子育て・介護等と仕事との両立の支援」に関わるご意見	9件
基本目標4「労働の分野における男女共同参画の推進」に関わるご意見	14件
基本目標5「女性に対する暴力の根絶と被害者支援」に関わるご意見	29件
基本目標6「地域における男女共同参画の推進」に関わるご意見	5件
第5章「今後5年間で優先的・重点的に取り組むべき課題」に関わるご意見	8件
第6章「計画の推進体制及び評価」に関わるご意見	5件
その他のご意見	17件
合計	130件

3 審議経過

平成22年

- 5月10日 **第1回仙台市男女共同参画推進審議会**
・市長より「男女共同参画推進のための計画のあり方」について諮問
・計画期間や基本理念等についての審議
- 5月31日 **関係団体に対するヒアリング（第1回）**
- 6月9日 **第2回仙台市男女共同参画推進審議会**
・ヒアリング(5月31日実施)の報告
・専門分野における委員からの報告(DV)
- 6月23日 **関係団体に対するヒアリング（第2回）**
- 7月1日 **第3回仙台市男女共同参画推進審議会**
・ヒアリング(6月23日実施)の報告
・専門分野における委員からの報告(学校教育・企業)
- 7月28日 **公開ヒアリング**
- 8月10日 **第4回仙台市男女共同参画推進審議会**
・平成21年度における現計画の進捗状況についての審議
・(財)せんだい男女共同参画財団の事業報告
・公開ヒアリング(7月28日実施)の報告
・現計画における重点課題ごとの評価等についての審議
- 9月9日 **第5回仙台市男女共同参画推進審議会**
・新計画の枠組みについての審議(1)
・DV防止計画の取り扱いについての審議
・新計画における施策の評価のあり方についての審議
- 10月13日 **第6回仙台市男女共同参画推進審議会**
・新計画の枠組みについての審議(2)
・新計画における重点課題についての審議

- 1 1 月 4 日 **第 7 回仙台市男女共同参画推進審議会**
・「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について(中間報告)(案)」についての審議
- 1 2 月 1 日 ・「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について (中間報告)」公表
・市民意見募集 (1 2 月 1 日～1 2 月 2 8 日)
- 1 2 月 2 1 日 「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について (中間報告)」の公聴会

平成 2 3 年

- 1 月 2 0 日 **第 8 回仙台市男女共同参画推進審議会**
・「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について-答申-(案)」についての審議
- 2 月 1 7 日 **第 9 回仙台市男女共同参画推進審議会**
・「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について-答申-(案)」についての審議
- 3 月 3 0 日 「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について」(答申)

4 仙台市男女共同参画推進審議会委員名簿

(任期:平成 21 年9月1日～平成 23 年8月 31 日)

	氏 名	職 業 等
会 長	たかはし みつる 高橋 満	東北大学大学院教育学研究科教授
副会長	しもえびす みゆき 下 夷 美幸	東北大学大学院文学研究科准教授
委 員	おおつか けんじ 大塚 憲治	宮城県さくらハイツ施設長兼宮城県コスモスハウス施設長
〃	かわさき ゆうこ 河崎 祐子	東北大学大学院法学研究科准教授
〃	くまがい りょうこ 熊谷 涼子	太白区育児サークル応援隊たい子さん副隊長
〃	くまざわ ゆみ 熊沢 由美	東北学院大学経済学部准教授
〃	くらしげ もとかず 倉茂 基一	アイリスオーヤマ株式会社人事部マネージャー
〃	さとう しんや 佐藤 慎也	山形大学地域教育文化学部教授
〃	さとう みさ 佐藤 美砂	弁護士
〃	さとう わかこ 佐藤 わか子	仙台市議会市民教育委員会委員長 (任期:平成 22 年6月 17 日～)
〃	たまぶち やすお 玉 渕 安夫	仙台市立袋原小学校校長
〃	ばく ひよんすく 朴 賢 淑	公募委員
〃	はらだ としお 原田 俊男	宮城労働局雇用均等室長 (任期:平成 22 年4月1日～)
〃	ひらい みどり 平井 みどり	公募委員
〃	もちづき みちこ 望月 美知子	つつじが岡メンタルクリニック院長

(委員は五十音順)